⑥　首都圏発着⑥山梨県域周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ヘに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑦　首都圏発着①富士山周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑧　首都圏発着②富士山周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑨　首都圏発着③富士山周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑩　首都圏発着④富士山周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ニに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑪　首都圏発着⑤富士山周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ホに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑫　首都圏発着⑥富士山周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ヘに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑬　首都圏発着⑦山梨県域周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①トに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑭　首都圏発着⑧山梨県域周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①チに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑮　首都圏発着⑦富士山周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①トに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑯　首都圏発着⑧富士山周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①チに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑰　名古屋発着①山梨県域周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①リに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑱　名古屋発着②山梨県域周遊
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ヌに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑲　周遊エリア内乗り放題
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②イに定める周遊エリアを通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
⑳　首都圏発着①河口湖周遊（観光施設提携型）
⑶ロに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
㉑　首都圏発着②河口湖周遊（観光施設提携型）
⑶ロに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
㉒　首都圏発着③河口湖周遊（観光施設提携型）
⑶ロに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
㉓　首都圏発着河口湖周遊（観光施設提携型）
⑶ロに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①チに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。